東郷診療所の跡地活用に関するサウンディング型市場調査
実施要領

1　調査の目的

東郷診療所が令和８年１２月末に閉院されますが、敷地及び建物は、町有財産であり、跡地の利活用について検討していく必要があります。

本調査は、検討に当たり、民間事業者の皆様との対話を通じて市場性等を確認し、今後の方向性を整理することを目的としています。

2　調査対象

名　　称	東郷診療所		
所 在 地	東郷町大字諸輪字北山 158-90		
延床面積	745.53 ㎡		
築　　年	昭和 63 年度	**構 造 等**	鉄筋コンクリート造 地上２階建
建ぺい率	60%	**容 積 率**	200%
都市計画区域	都市計画区域内（市街化区域）		
用途地域	第１種中高層住居専用地域		
耐震補強	不要		
交　　通 アクセス	和合バス停（名鉄バス）から徒歩５分 福祉センターバス停（東郷町巡回バス）から徒歩２分		
そ の 他	６台分の常設駐車場 隣接の旧福祉センターは、町有財産であり、東郷町社会福祉協議会に貸し付けている（診療所と当センターは同一敷地）。		

3　スケジュール

スケジュール	内容
令和８年 11 月 10 日	実施要領の公表
令和８年 11 月 10 日から 27 日まで	対話の参加申込期間
令和８年 12 月４日から 14 日まで	対話の実施期間
令和８年 12 月下旬	実施結果の公表

4　対話等の内容

⑴　対象者

次のいずれかに該当する場合は、参加できません。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の各号に該当する者

イ　国税及び地方税を滞納している者

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続中の者

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当する者

⑵　対話への参加申込み

対話への参加を希望する場合は、別紙 1「エントリーシート」及び別紙 2「ヒアリングシート」に記入の上、令和 8 年 11 月 27 日までに「7　問合せ先・提出先」にメールで提出してください。

なお、メール件名は「【参加者名】サウンディング調査参加申込み」としてください。

メール受信後、確認のメールを送りますので、メール送信後 3 日以内に受信確認のメールがなければ、お手数ですが問合せ先に御連絡ください。

⑶　実施日等の連絡

場所は、東郷町役場又はオンライン（希望された場合）で実施します。

実施日時は、調整の上メールで御連絡します。都合により御希望に沿えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

⑷　対話の実施

平日の午前 10 時から午後 5 時までの間で 60 分程度とし、事前に提出いただいたヒアリングシートに基づき実施します。

対話は、参加者のアイデア、ノウハウを保護するため、個別に実施します。

必要な資料がある場合は、当日 3 部御持参ください。

なお、必要に応じて別日に追加の対話をお願いする場合があります。

5　結果の公表

調査結果の概要は、町公式ホームページで公表します。

参加者名と非公表とすべき参加者のアイデア及びノウハウに係る部分は、原則として公表はしません。公表前に参加者に内容の確認を行います。

6　留意事項

⑴　参加事業者の取扱い

本調査への参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

⑵　費用負担

本調査の参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

⑶　提出書類の取扱い、著作権等

提出書類の著作権は、参加事業者に帰属しますが、提出書類の返却はしません。

提出書類は、結果概要の公表や、今後の事業実施に向けた検討以外の目的で使用することはありません。

⑷　本町からの提示資料の取扱い

本町が提供する資料は、本調査の参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

7　問合せ先・提出先

東郷町 総務部 公共施設管理室

住　所 〒470-0198 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地

電　話 0561-38-3111（内線 2274、2275）

メール tgo-shisetsukanri@town.aichi-togo.lg.jp